

教育大綱と教育振興基本計画の関係

教育大綱（平成 28 年度～令和 3 年度）

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

参
酌

教育振興基本計画（国）

（第 2 期：平成 25 年度～平成 29 年度）

（第 3 期：平成 30 年度～令和 4 年度）

※教育基本法 抜粋

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

連
動

参
酌

長崎市総合計画（第 4 次：平成 28 年度～令和 3 年度）

※長崎市総合計画策定条例 抜粋

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画からなる本市の最上位の計画をいう。

（総合計画の策定）

第 3 条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

連
動

長崎市教育振興基本計画

（第 3 次：平成 28 年度～令和 3 年度）

※教育基本法 抜粋

（教育振興基本計画）

第十七条

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。